

◆組合の事業計画発表会「第25期 通常総代会」を開催しました！

去る11月29日（水）ブリランテ武蔵野（さいたま新都心）、当組合の事業報告、事業計画発表会である通常総代会・リタネッツ寄席が開催されました。当日のイベントには50名を超える方々にご参加いただきました。ありがとうございました！

通常総代会では、事業報告、決算報告、事業計画等を始めとした全6議案が原案通り、承認されました。とりわけ「スムーズな事業承継」「ITを活用した生産性向上」「旬な補助金の積極活用」では、組合員企業での実践事例を含め、活動報告を行いました。

※事業報告に記載の実践事例（事業承継シンポジウム・IT活用事例・補助金情報）は、当組合のホームページ（「リタネッツ」で検索）でご確認いただくことが可能です。

◆満員御礼！！「お笑い！リタネッツ寄席」を開催しました！

通常総代会後には、毎年恒例のお笑い！リタネッツ寄席を開催しました。当日はFM NACK5(79.5)番組「GOGOMONZ」パーソナリティを務める三遊亭鬼丸 師匠による落語や、若手女流俗曲師 檜山うめ吉さんによる三味線・歌謡落語が披露されました。

また、今年はリタネッツ組合員である(株)七越製菓 片岡社長から『せっかく、寄席でビールとおつまみを出すのであれば、うちのお煎餅を参加者の皆様にご提供しますよ！』と快く商品（だるま煎餅・手揚げ餅）を差し入れて頂きました。

寄席では、冷たいビールと共に煎餅を美味しく頂きました。なお、同社のお煎餅は権威のある食品品評会「モンドセレクション」で金賞を受賞した商品であり、その美味しさと技術が世界的に認められたお煎餅が、お笑い！リタネッツ寄席を彩りました。



＜(株)七越製菓 片岡社長と
武州だるませんべい＞

＜組合員情報＞

№1973 株式会社 七越製菓（埼玉県さいたま市中央区）
事業内容：だるま煎餅・手揚げ餅などの米菓の
製造・卸売・販売
（片岡社長）『縁起物の「だるませんべい」は、
一枚一枚開運の願いを込めて丁寧に焼き上げました。
寄席を鑑賞しながら、召し上がって下さい。』

来年もリタネッツ総代会後開催するイベントでは、異業種の組合である強みを活かして組合員企業の特長ある商品・サービスをご紹介して参りたいと考えております。



＜檜山うめ吉さんの三味線・歌謡落語＞



＜三遊亭鬼丸師匠＞

◆固定資産税の軽減措置をお考えの場合は、お急ぎ下さい！

「固定資産税の特例」をご存知ですか？これは、中小企業者等が2017年4月1日から2019年3月31日までの期間内に、経営力向上計画に基づき一定の設備※を新規取得した場合、固定資産税が3年間に渡って2分の1に軽減されるものです。

「一定の設備」とは、下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすものです。

1. 一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません）
2. 経営力の向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備

対象設備	用途または細目	最低価額	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具および検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建設付属設備	全て	60万円以上	14年以内

経営力向上計画に基づく固定資産税の軽減措置を利用する場合は、遅くとも固定資産税の賦課期日（1月1日）前までに経営力向上計画の認定を受ける必要があります。

なお、経営力向上計画は認定までに通常でも「約30日間」の時間を要すること、および12月に入ってから申請は、年内に認定が得られない可能性がありますので、ご注意ください。また、認定日が1月1日以降となった場合は、固定資産税の半減期間が3年ではなく、2年となります。

※「経営力向上計画」については別紙、ご案内をご覧ください、ご不明な点等ございましたら、組合事務局までお問い合わせ下さい。

事業計画作成で、優遇税制や金融支援等が受けられる！

経営力向上計画 をご存知ですか？

＜経営力向上計画とは？＞

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画（「経営力向上計画」）について、国の認定を得ることができます。

経営のパスポートを
ご存知ですか？

経営力向上計画はメリットがたくさん！

POINT

①

固定資産税が3年間半分にになります

機械装置、工具、器具備品、建物付属設備を取得すると固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されます。

※一部地域、業種は限定されます。

POINT

②

即時償却・税額控除の適用

経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得し、指定事業として導入した場合、即時償却・税額控除を適用できます。

※固定資産税の特例と併用することができます。

POINT

③

日本政策金融公庫による低利融資

新事業活動促進資金を受けることで、政策公庫が掲げる基準金利－0.9%の設備資金の融資を受けることができます。

※融資を受けられない場合もあります。

POINT

④

各種補助金の加点・優先採択

ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継補助金など審査時に加点を受けることができます。

優遇措置を受けるには
原則事前に認定を受ける必要があります。

新たな設備投資、補助金の活用を考えた場合は、お早目のご相談下さい。

早期経営改善計画(補助金)を活用した

資金調達力強化セミナー

<早期経営改善計画とは？>

中小企業・小規模事業者の経営改善への意識高め、早期からの対応を促すため、認定支援機関の支援を受けて作る経営改善計画のことです。基本的な内容の経営改善に取り組むことにより、平常時資金繰りの管理や採算管理がおこなえるように支援(補助金支給)される制度です。

補助金概要

国が認める士業等専門家の支援を受けて

資金実績・計画表や**ビジネスモデル俯瞰図**など早期の経営改善計画書を策定する場合、専門家に支払う費用の**2/3(最大20万円)**が補助金として支給されます。

従来の「経営改善計画」との違いは？

<従来の経営改善計画>

⇒ 金融機関からの返済条件を緩和してもらう等の金融支援を受けることを目的としています。

<早期経営改善計画>

⇒ 金融支援は目的とせず、早期から自己の経営を見直すための基本的な計画書を作成します。

以下のような事業者様は是非ご参加ください

今のところ返済条件等の変更は必要ないが、資金繰りが不安定なので自社の状況を客観的に把握したい。

金融機関とより良い関係を築くために、事業計画を作成し、専門家より経営に関するアドバイスをいただきたい。



早期経営改善計画を作成することのメリットは？

- メリット① 自己の経営の見直しによる経営課題の発見や分析ができます！！
- メリット② 資金繰りの把握が容易になります！！
- メリット③ 事業の将来像について金融機関に知っていただくことができます！！

開催日時

平成29年12月15日(金)

13:30 受付開始
14:00 開始
16:00 終了

会場

埼玉県さいたま市大宮区
吉敷町1-135アライ吉敷1丁目ビル9F
(最寄駅:大宮駅・さいたま新都心駅)

受講料

1名 3,000円(税込)

講師

税理士法人CWM総研
銀行融資プランナー 内山 伸哉

申込・問い合わせ

FAX送信先
048-658-8883

リタネッツ事業協同組合
TEL 048-658-8881

企業名	役職	氏名

所在地

TEL

FAX